

災害時における歯科医療救護活動等についての協定書

一般社団法人愛知県歯科医師会（以下「甲」という）と愛知学院大学（以下「乙」という）は、大規模災害発生時に地域住民への歯科医療救護活動等に寄与するため、次のとおり、相互の連携を強化するための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時において、地域住民への歯科医療救護活動を遅滞なく行うよう、甲及び乙は、相互の連携を強化して適切に対応する事を目的とする。

（相互連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）大規模災害発生時の歯科医療救護活動等に関する事。
- （2）前項を実施するために要する知的協力・人的協力に関する事。
- （3）身元確認に関する事。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は愛知県知事より歯科医療救護活動を要請された場合、災害の規模より、乙に歯科医療救護班の編成・派遣を要請する。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行う。

（歯科医療救護）

第5条 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、愛知県及び市区町村が災害現場等に設置する救護所又は避難所等において救護活動を実施するものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙の歯科医療救護班が使用する診療資機材等は、原則として市区町村が供給するものとするが、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを使用することができる。また、状況に応じて甲が必要な措置をとるものとする。

平成30年10月 / 日

(身元確認の協力要請)

第7条 大規模災害等によって多数の死者の発生を認知した場合は、甲は愛知県警察本部の要請に基づき、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとするが、これにより難い状況にある場合は、最も迅速な要請できる方法により行い、事後、書面を交付するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙により派遣された歯科医療救護班が救護活動等を実施した場合に要する費用弁償は、甲と愛知県知事が締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定書」(以下「歯科医療救護に関する協定」という)及び「覚書」を準用する。

(損害補償)

第9条 甲は、救助等に関する業務に従事し、又は協力した乙の歯科医療救護班が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、「歯科医療救護に関する協定」に準じて損害を補償する。

(実施細目)

第10条 歯科医療救助の実施に関し必要な細目は、「災害歯科医療救助細目」(別添)のとおりとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成30年10月1日から運用する。

2 この協定の運用期間は、協定の締結の日から1年間とする。

3 前項の有効期間を満了する1ヶ月前までに、甲又は乙からの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

甲 一般社団法人愛知県歯科医師会

会長

内堀典保



乙 愛知学院大学

学長

佐藤悦成



歯学部長

栗田賢一



歯学部附属病院長

栗田理

